

## 借用証書 (普通・特別)

金額

¥ 1,000,000

借受理由

長男の大学入学にあたり、資金が必要なため。

川崎市職員共済組合貸付規則（以下「規則」という。）及び川崎市職員共済組合貸付規則施行規程（以下「規程」という。）に基づき上記の金額を借用いたしました。ついては次の項目を守り、必ず償還いたします。

- 貸付金の償還は規則の定めるところにより行います。
- 利息は規則の定めるところで年利1.26%負担し、納付します。ただし、規則に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては、変動後の利率とします。
- 規程の定めるところにより未償還元利金を即時に償還しなければならなくなったときは遅滞なく償還します。
- 借受人が、川崎市からの退職手当及び川崎市職員共済組合からの退職給付の支給を受けるときに貸付金の未償還元利金があるときは、その退職手当及び退職給付金から差し引かれることを承知しています。
- 未償還元利金の一括償還ができない場合、本証書記載の債権を保全するため、貸付に係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び損害保険会社に提供することに同意します。
- 貸付金が債務不履行のときは、損害保険会社に債務譲渡することについて異議は申し立ていたしません。
- 規則及び規程の各規定を厳守します。
- 本件に関し訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、川崎市職員共済組合の所在地の裁判所をもって、その管轄とすることに異存ありません。

年 月 日

(日付は記入しないでください)

(宛先)

川崎市職員共済組合理事長

借受人 所属 〇〇局〇〇部〇〇〇〇課

職員コード 1 2 3 4 5 6 7 8

氏名(署名) 〇〇 〇〇 実印

住所 川崎市 〇〇区 〇〇1 2 3 4-5 6 7